

考査項目	細別	a	b	c	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	☐ 施工体制が優れている	☐ 施工体制が良好である	☐ 施工体制が適切である		☐ 施工体制がやや不適切である	☐ 施工体制が不適切である
		「評価対象項目」 ① ☒ ☐ 作業の分担の範囲が、下請業者を含め、書面に明確に記載されている。 ② ☒ ☐ 品質管理体制が、書面に適切に記載されている。 ③ ☒ ☐ 安全管理体制が、書面に適切に記載されている。 ④ ☒ ☐ 現場の施工体制（品質管理、安全管理を含む）が、書面と一致している。 ⑤ ☒ ☐ 工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。 ⑥ ☒ ☐ 建設業退職金共済制度(建退共)の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。 ⑦ ☒ ☐ 元請業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。 ⑧ ☒ ☐ 現場における施工体制に対し、本支店等による十分な支援体制を整え実施している。 ⑨ ☐ ☐ 「施工プロセス」チェックのうち、施工体制一般について文書通知が無い。または文書通知に対する改善が速やかに実施されている。 ⑩ ☐ ☐ その他 理由： 該当項目が90%以上…………… a 該当項目が80%以上90%未満…………… b 該当項目が60%以上80%未満…………… c 該当項目が60%未満…………… d				☐ 施工体制一般に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 上記該当があれば…………… d	☐ 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当があれば…………… e
	II. 配置技術者	☐ 配置技術者として優れている	☐ 配置技術者として良好である	☐ 配置技術者として適切である		☐ 配置技術者としてやや不適切である	☐ 配置技術者として不適切である
	(現場代理人等)	「評価対象項目」 ① ☒ ☐ 現場代理人として、工事全体の把握ができている。 ② ☒ ☐ 現場代理人として、監督職員への報告、協議等を書面で行っている。 ③ ☒ ☐ 契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。 ④ ☒ ☐ 工事請負契約書（以下、「契約書」という。）第18条（条件変更等）第1項に基づく設計図書の照査を行っている。 ⑤ ☒ ☐ 書類及び資料が適切に整理されている。 ⑥ ☒ ☐ 作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。 ⑦ ☐ ☐ 工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。 ⑧ ☐ ☐ 作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。 ⑨ ☒ ☐ 主任(監理)技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。 ⑩ ☒ ☐ 施工体制、施工状況を把握し、下請け、部下等をよく指導している。 ⑪ ☒ ☐ 施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。 ⑫ ☐ ☐ 「施工プロセス」チェックのうち、配置技術者等について文書通知が無い。または文書通知に対する改善が速やかに実施されている。 ⑬ ☐ ☐ その他 理由： 該当項目が90%以上…………… a 該当項目が80%以上90%未満…………… b 該当項目が60%以上80%未満…………… c 該当項目が60%未満…………… d				☐ 配置技術者に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 上記該当があれば…………… d	☐ 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当があれば…………… e

考 査 項 目	細 別	a	b	c	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	☐ 施工管理が優れている	☐ 施工管理が良好である	☐ 施工管理が適切である		☐ 施工管理がやや不適切である	☐ 施工管理が不適切である
		「評価対象項目」 ① ☒ ☐ 契約書第18条に基づく設計図書の照査結果について、協議を行っている。 ② ☒ ☐ 施工計画書が、工事着手前（計画内容に変更が生じた場合を含む）に提出されている。 ③ ☒ ☐ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。 ④ ☒ ☐ 施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。 ⑤ ☒ ☐ 施工計画書に基づき、日常の出来形・品質の管理を適切に行っている。 ⑥ ☒ ☐ 施工図作成にあたり、関連工事と遅滞なく、調整が十分に図られている。 ⑦ ☒ ☐ 工事打合せ書等の工事記録の整備が、適時に行われている。 ⑧ ☒ ☐ 施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致している。 ⑨ ☒ ☐ 一工程の施工の検査・確認の報告が、適時に行われている。 ⑩ ☒ ☐ 現場内での整理整頓が、日常的に行われている。 ⑪ ☒ ☐ 使用する建築材料（以下「材料」という。）・設備機材（以下「機材」という。）の調達の計画及び搬入後の管理が適切である。 ⑫ ☒ ☐ 社内検査が計画的に行われている。 ⑬ ☒ ☐ 独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。 ⑭ ☐ ☐ 低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 ⑮ ☒ ☐ 建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。 ⑯ ☐ ☐ 「施工プロセス」チェックのうち、施工管理について文書通知が無い。または文書通知に対する改善が速やかに実施されている。 ⑰ ☐ ☐ その他理由： 該当項目が90%以上…………… a 該当項目が80%以上90%未満…………… b 該当項目が60%以上80%未満…………… c 該当項目が60%未満…………… d				☐ 施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 上記該当があれば…………… d	☐ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当があれば…………… e
		① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は左の口を空白とする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（％）計算の値で評価する。 ③ 評価値（ ％）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数					

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 の 考 査 項 目 別 運 用 表

(監督員)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	☐ 工程管理が優れている 「評価対象項目」 ① ☒ ☐ 実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。 ② ☒ ☐ 現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。 ③ ☒ ☐ 工程のフォローアップを実施し、請負者の責により関連工事及び入居官署等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。 ④ ☐ ☐ 現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。 ⑤ ☐ ☐ 工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。 ⑥ ☒ ☐ 請負者の責による夜間や休日の作業がない。 ⑦ ☒ ☐ 休日・代休の確保を行っている。 ⑧ ☒ ☐ 近隣住民（入居官署等を含む）との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。 ⑨ ☐ ☐ 「施工プロセス」チェックのうち、工程管理について文書通知が無い。または文書通知に対する改善が速やかに実施されている。 ⑩ ☐ ☐ その他 該当項目が90%以上…………… a 該当項目が80%以上90%未満…………… b 該当項目が60%以上80%未満…………… c 該当項目が60%未満…………… d	☐ 工程管理が良好である	☐ 工程管理が適切である	☐ 工程管理がやや不適切である ☐ 工程管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 上記該当があれば…………… d	☐ 工程管理が不適切である ☐ 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当があれば…………… e
	Ⅲ. 安全対策	☐ 安全対策が優れている 「評価対象項目」 ① ☒ ☐ 災害防止（工事安全）協議会等を設置し、1回／月以上活動し、記録が整備されている。 ② ☒ ☐ 店社パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されている。 ③ ☒ ☐ 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示している。 ④ ☒ ☐ 安全教育・安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。 ⑤ ☒ ☐ 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。 ⑥ ☒ ☐ 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。 ⑦ ☒ ☐ 現場の各工程において適時適切に、安全管理の措置をしている。 ⑧ ☐ ☐ 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。 ⑨ ☐ ☐ 山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 ⑩ ☐ ☐ 仮設工事において、設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 ⑪ ☒ ☐ 使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。 ⑫ ☒ ☐ 工事現場における保安設備等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。 ⑬ ☐ ☐ 過積載防止に十分に取り組んでいる。 ⑭ ☐ ☐ 「施工プロセス」チェックのうち、安全対策について文書通知が無い。または文書通知に対する改善が速やかに実施されている。 ⑮ ☐ ☐ その他 理由： 該当項目が90%以上…………… a 該当項目が80%以上90%未満…………… b 該当項目が60%以上80%未満…………… c 該当項目が60%未満…………… d	☐ 安全対策が良好である	☐ 安全対策が適切である	☐ 安全対策がやや不適切である ☐ 安全対策に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 上記該当があれば…………… d	☐ 安全対策が不適切である ☐ 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当があれば…………… e
	Ⅳ. 対外関係	☐ 対外関係が適切であった 「評価対象項目」 ① ☐ ☐ 工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整を行い、トラブルの発生がない。 ② ☒ ☐ 工事施工にあたり、近隣住民（入居官署等を含む）と適切に協議及び調整を行っている。 ③ ☒ ☐ 引渡し時に入居官署に対し、保守管理について適切な説明を行っている。 ④ ☒ ☐ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 ⑤ ☒ ☐ 近隣住民（入居官署等を含む）対策を実施し、苦情がない。または苦情に対して適切な対応を行い、以後のトラブルがない。 ⑥ ☒ ☐ 現場のイメージアップに、取り組んでいる。 ⑦ ☐ ☐ 「施工プロセス」チェックのうち、対外関係について文書通知が無い。または文書通知に対する改善が速やかに実施されている。 ⑧ ☐ ☐ されている。 その他 理由： 該当項目が90%以上…………… a 該当項目が80%以上90%未満…………… b 該当項目が60%以上80%未満…………… c 該当項目が60%未満…………… d	☐ 対外関係がほぼ適切であった	☐ 他の事項に該当しない	☐ 対外関係がやや不備であった ☐ 対外関係に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 上記該当があれば…………… d	☐ 対外関係が不備であった ☐ 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当があれば…………… e

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は左の口を空白とする。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（％）計算の値で評価する。
③ 評価値（ ％）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数
④ 安全対策に関して、法令順守の措置内容に該当する場合は、c評価とする。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は左の口を空白とする。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（％）計算の値で評価する。
③ 評価値（ ％）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は左の口を空白とする。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（％）計算の値で評価する。
③ 評価値（ ％）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	☐ 出来形が優れている	☐ 出来形が良好である	☐ 出来形が適切である	☐ 出来形がやや不適切である	☐ 出来形が不適切である
		「評価対象項目」 ① ☒ ☐ 承諾図等が、設計図書を満足している。 ② ☒ ☐ 施工図等が、設計図書を満足している。 ③ ☒ ☐ 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。 ④ ☒ ☐ 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。 ⑤ ☒ ☐ 出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。 ⑥ ☒ ☐ 出来形の管理方法を工夫している。 ⑦ ☐ ☐ 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。 ⑧ ☒ ☐ 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。 ⑨ ☐ ☐ その他理由： 該当項目が90%以上…………… a 該当項目が80%以上90%未満…………… b 該当項目が60%以上80%未満…………… c 該当項目が60%未満…………… d			☐ 出来形に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 上記該当があれば…………… d	☐ 工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。 上記該当があれば…………… e
評価対象項目とする場合は、左の口をチェックする。 また、その内容が実施されていれば右の口をチェックする。 （「☒」は必須項目） ① 出来形の評価は、工事全般を通したものとする。 ② 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。 ③ 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は左の口を空白とする。 ④ 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（％）計算の値で評価する。 ⑤ 評価値（ ％）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数						

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	☐ 品質が優れている	☐ 品質が良好である	☐ 品質が適切である	☐ 品質がやや不適切である	☐ 品質が不適切である
	建築工事	「評価対象項目」 ① ☒ ☐ 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。 ② ☒ ☐ 品質確認記録の内容が、適切である。 ③ ☒ ☐ 施工の各段階における完了時の、品質が適切である。 ④ ☐ ☐ 躯体工事における施工の品質が、良好である。 ⑤ ☐ ☐ 内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。 ⑥ ☒ ☐ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 ⑦ ☐ ☐ その他理由： 該当項目が90%以上…………… a 該当項目が80%以上90%未満…………… b 該当項目が60%以上80%未満…………… c 該当項目が60%未満…………… d			☐ 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。	☐ 工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。
	工事比率				上記該当があれば…………… d	上記該当があれば…………… e
		① 目的物の品質の水準を評価すること。 ② 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ③ 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は左の口を空白とする。 ④ 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（％）計算の値で評価する。 ⑤ 評価値（ ％）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数 ⑥ デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・機械設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事費率は1.0とする。				

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	☐ 品質が優れている	☐ 品質が良好である	☐ 品質が適切である	☐ 品質がやや不適切である	☐ 品質が不適切である
	電気設備工事	「評価対象項目」 ① ☒ ☐ 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 ② ☒ ☐ 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 ③ ☒ ☐ 品質確認記録の内容が、適切である。 ④ ☒ ☐ システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 ⑤ ☒ ☐ 機材及び施工の品質が、良好である。 ⑥ ☒ ☐ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 ⑦ ☐ ☐ その他理由： 該当項目が90%以上…………… a 該当項目が80%以上90%未満…………… b 該当項目が60%以上80%未満…………… c 該当項目が60%未満…………… d			☐ 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。	☐ 工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。
	工事比率				上記該当があれば…………… d	上記該当があれば…………… e
評価対象項目とする場合は、左の口をチェックする。 また、その内容が実施されていれば右の口をチェックする。 （「 ☒ 」は必須項目）						

① 目的物の品質の水準を評価すること。

② 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

③ 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は左の口を空白とする。

④ 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（％）計算の値で評価する。

⑤ 評価値（ ％）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数

⑥ デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・機械設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事費率は1.0とする。

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	☐ 品質が優れている	☐ 品質が良好である	☐ 品質が適切である	☐ 品質がやや不適切である	☐ 品質が不適切である
	機械設備工事	「評価対象項目」 ① ☒ ☐ 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 ② ☒ ☐ 品質確認記録の内容が、適切である。 ③ ☒ ☐ 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 ④ ☒ ☐ システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 ⑤ ☒ ☐ 機材及び施工の品質が、良好である。 ⑥ ☒ ☐ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 ⑦ ☐ ☐ その他理由： 該当項目が90%以上…………… a 該当項目が80%以上90%未満…………… b 該当項目が60%以上80%未満…………… c 該当項目が60%未満…………… d			☐ 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。	☐ 工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。
	工事比率				上記該当があれば…………… d	上記該当があれば…………… e
					① 目的物の品質の水準を評価すること。 ② 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ③ 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は左の口を空白とする。 ④ 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（％）計算の値で評価する。 ⑤ 評価値（ ％）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数 ⑥ デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・機械設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事費率は1.0とする。	

※1. 担当課長は、監督員及び主任監督員の意見を参考に総合的な評価を行う。
 ※2. 評価に当たっては評価対象項目のレ点の数にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。
 ※3. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

考 査 項 目	細 別	a	a’	b	b’	c
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	☐ 地域への貢献が優れている	☐ 地域への貢献がやや優れている	☐ 地域への貢献が良好である	☐ 地域への貢献がやや良好である	☐ 他の評価に該当しない
工事別に 該当する項目 の□をチェッ クする。		●下記の該当項目をチェックしたうえで上欄にて総合評価を行うこと。 ① ☐ 災害時等に地域への救援活動等に協力した。 ② ☐ 周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。 ③ ☐ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。 ④ ☐ 広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。 ⑤ ☐ 地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。 ⑥ ☐ その他 理由： ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断してa、a’、b、b’、c評価を行う。				

- ※1. 担当課長は、監督員及び主任監督員の意見を参考に総括的な評価を行う。
- ※2. 評価に当たっては評価対象項目のレ点の数にとられず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。
- ※3. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。
- ※4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

考 査 項 目	法 令 遵 守 等 の 該 当 項 目 一 覧 表			
7. 法令遵守等				
工事別に 該当する項目 の口をチェッ クする。	● 総合評価落札方式の工事			
	措 置 内 容	措置点数	項目数	総合点数
	1. 技術提案			
	☐ 技術提案 (理由 (	－10点		
	2. 配置予定技術者			
	☐ 評価項目名 (理由 (	－10点		
	☐ 評価項目名 (同等以上の技術者がいない場合	－10点		
	☐ 評価項目名 (品質確保計画書②を実施した(文書注意2回以上)(入札参加資格を満たさない)理由 (	－8点		
	3. その他			
	☐ 評価項目名 (理由 (	－10点		
☐ 4. 項目該当なし				0
☐ 5. 対象工事ではない				0
		減点	点	
● 総合評価落札方式以外の工事				
措 置 内 容	措置点数	項目数	総合点数	
1. 配置技術者の変更(同等以上の技術者がいない場合)				
☐ 評価項目名 (同等以上の技術者がいない場合	－10点			
☐ 評価項目名 (品質確保計画書②を実施した(文書注意2回以上)(入札参加資格を満たさない)理由 (	－8点			
		減点	点	
● 法令遵守事項等				
措 置 内 容	措置点数	項目数	総合点数	
●同じ措置が繰り返され検討を要する、又は、3回以上の措置があった場合必ずチェック。(総合点数を、必ず右の欄に直接入力すること。)				
●1回目の措置について(下記の該当項目を1つ選択すること。該当がない場合、最下段の該当なしをチェックすること。)				
☐ 1. 指名停止3ヶ月以上	－20点			
☐ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	－15点			
☐ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	－13点			
☐ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	－10点			
☐ 5. 文書注意相当	－8点			
☐ 6. 口頭注意相当	－5点			
☐ 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合。	－3点			
☐ 8. 該当項目なし			0	
●2回目の措置あり(下記の該当項目を1つだけ選択すること、複数選択しない。1回目を必ず選択しておくこと。)				
☐ 1. 指名停止3ヶ月以上	－20点			
☐ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	－15点			
☐ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	－13点			
☐ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	－10点			
☐ 5. 文書注意相当	－8点			
☐ 6. 口頭注意相当	－5点			
☐ 7. 不問	－3点			
		減点	点	
① 本評価項目(7. 法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が右記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。				
② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。				
③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。				

1. 受注者の責により技術提案の評価した内容を満足する施工が行われない場合は、その1項目につき工事成績評定を10点減する措置を行う。
(「理由」欄に履行されていない具体的内容及び「項目数」の欄に項目数を記入する)

なお、平成25年6月30日以前の契約工事については「施工計画」を「技術提案」に読み替えることとする

2. 受注者の責により〇〇〇を配置または使用する旨を誓約した場合において〇〇〇を配置または使用しなかった場合は工事成績評定を10点減する措置を行う

(「理由」欄に配置または使用されなかった〇〇〇を記入する)

3. 「配置技術者の変更(同等以上の技術者がいない場合)」について

- 配置技術者の変更において、同等以上の技術者がいない場合は、「2. 配置予定技術者の能力」で評価する。
- 評価においては、評価項目名に「同等以上の技術者がいない場合」と記入しの欄は必ず口の欄をチェックし10点減点する。

・さらに、入札参加資格を満たさない場合の品質確保計画書②の実施において、文書注意2回以上行って実施した場合は、評価項目名に「品質確保計画書②を実施した(文書注意2回以上」と記入し口の欄をチェックし8点減点する。

4. 1. ～3. により減点措置がない場合は、「4. 項目該当なし」をチェックする

5. 総合評価落札方式対象工事でない場合は、「5. 対象工事でない」をチェックする

1. ・配置技術者の変更において、同等以上の技術者がいない場合に適用する。

- 評価においては、評価項目名に「同等以上の技術者がいない場合」と記入しの欄は必ず口の欄をチェックし10点減点する。

・さらに、入札参加資格を満たさない場合の品質確保計画書②の実施において、文書注意2回以上行って実施した場合は、評価項目名に「品質確保計画書②を実施した(文書注意2回以上」と記入し口の欄をチェックし8点減点する。

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	☐ 施工管理が優れている	☐ 施工管理が良好である	☐ 施工管理が適切である	☐ 施工管理がやや不適切である	☐ 施工管理が不適切である
		「評価対象項目」 ① ☒ ☐ 契約書第18条に基づく設計図書の照査結果を、適切に処理していることが確認できる。 ② ☒ ☐ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。 ③ ☒ ☐ 施工計画書に、出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。 ④ ☒ ☐ 施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致していることが確認できる。 ⑤ ☒ ☐ 工事記録の整備が、適切に行われていることが確認できる。 ⑥ ☒ ☐ 使用する材料、機材の搬入後の管理が適切であることが確認できる。 ⑦ ☒ ☐ 一工程の施工の確認の報告が、適切に行われていることが確認できる。 ⑧ ☒ ☐ 建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取り組みが、適切に行われていることが確認できる。 ⑨ ☒ ☐ 社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認できる。 ⑩ ☒ ☐ 独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。 ⑪ ☒ ☐ 工事の関係書類及び資料の整理がよい。 ⑫ ☐ ☐ その他 理由： 該当項目が90%以上…………… a 該当項目が80%以上90%未満…………… b 該当項目が60%以上80%未満…………… c 該当項目が60%未満…………… d			☐ 施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 上記該当があれば…………… d	☐ 施工管理に関して、検査職員から文書による改善指示を行った。 上記該当があれば…………… e
		① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は左の口を空白とする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（％）計算の値で評価する。 ③ 評価値（ ％）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数				

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	☐ 品質が特に優れている	☐ 品質が優れている	☐ 品質が特に良好である	☐ 品質が良好である	☐ 品質が適切である	☐ 品質がやや不適切である	☐ 品質が不適切である
	建築物	「評価対象項目」 ① ☒ ☐ 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 ② ☒ ☐ 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 ③ ☒ ☐ 材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 ④ ☒ ☐ 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 ⑤ ☒ ☐ 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 ⑥ ☒ ☐ 建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。					☐ 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質が不適切であった為、契約書第31条に基づき修補指示を検査職員が行った。
	工事比率						上記該当があれば…… d	上記該当があれば…… e
		⑦ ☐ ☐ 躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ⑧ ☐ ☐ 内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ⑨ ☐ ☐ その他の工事（躯体・内外仕上げを除く）における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ⑩ ☒ ☐ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 ⑪ ☐ ☐ 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 ⑫ ☐ ☐ その他理由： 該当項目が90％以上…………… a 該当項目が80％以上90％未満…… a' 該当項目が70％以上80％未満…… b 該当項目が60％以上70％未満…… b' 該当項目が50％以上60％未満…… c 該当項目が50％未満…………… d						
評価対象項目とする場合は、左の口をチェックする。 また、その内容が実施されていれば右の口をチェックする。 （「 ☒ 」は必須項目）								
出来ばえ総合評価	Ⅲ. 出来ばえ	☐ 全体的な完成度が優れている		☐ 全体的な完成度が良好である		☒ 全体的な完成度が適切である	☐ 全体的な完成度が劣っている	
		「評価対象項目」 ① ☒ ☐ きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 ② ☐ ☐ 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 ③ ☐ ☐ 使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。 ④ ☐ ☐ 仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。 ⑤ ☐ ☐ 色調が均一であり、色むら等がなく、全体的な美観が良好である。 ⑥ ☐ ☐ 材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。 ⑦ ☐ ☐ 保全に配慮した施工がなされている。 ⑧ ☐ ☐ その他理由： 該当項目が90％以上…………… a 該当項目が80％以上90％未満…… b 該当項目が80％未満…………… c					☐ 出来ばえが劣っている。 上記該当があれば…… d	

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	☐ 品質が特に優れている	☐ 品質が優れている	☐ 品質が特に良好である	☐ 品質が良好である	☐ 品質が適切である	☐ 品質がやや不適切である	☐ 品質が不適切である
	機械設備工事	「評価対象項目」 ① ☒ ☐ 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 ② ☒ ☐ 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 ③ ☒ ☐ 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 ④ ☒ ☐ 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 ⑤ ☒ ☐ 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 ⑥ ☒ ☐ 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 ⑦ ☒ ☐ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。 ⑧ ☐ ☐ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。 ⑨ ☒ ☐ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 ⑩ ☐ ☐ 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 ⑪ ☐ ☐ 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。 ⑫ ☐ ☐ その他理由：					☐ 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質が不適切であった為、契約書第31条に基づく修補指示を検査職員が行った。
	工事比率						上記該当があれば…… d	上記該当があれば…… e
		該当項目が9 0 %以上…………… 該当項目が8 0 %以上9 0 %未満…………… 該当項目が7 0 %以上8 0 %未満…………… 該当項目が6 0 %以上7 0 %未満…………… 該当項目が5 0 %以上6 0 %未満…………… 該当項目が5 0 %未満……………					a a' b b' c d	
出来ばえ総合評価	Ⅲ. 出来ばえ	☐ 全体的な完成度が優れている		☐ 全体的な完成度が良好である		☒ 全体的な完成度が適切である	☐ 全体的な完成度が劣っている	
		「評価対象項目」 ① ☒ ☐ きめ細やかな施工がなされている。 ② ☐ ☐ 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 ③ ☐ ☐ 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 ④ ☐ ☐ 環境負荷低減への対策が優れている。 ⑤ ☐ ☐ 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ⑥ ☐ ☐ その他理由：					☐ 出来ばえが劣っている。	
		該当項目が9 0 %以上…………… 該当項目が8 0 %以上9 0 %未満…………… 該当項目が8 0 %未満……………					a b c	

① 目的物の品質の水準を評価すること。

② 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

③ 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は左の口を空白とする。

④ 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（％）計算の値で評価する。

⑤ 評価値（ ％）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数

⑥ デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・機械設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。

また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事費率は1.0とする。

① 全体的な仕上がり状態、機能进行评估する。

② 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

③ 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は左の口を空白とする。

④ 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（％）計算の値で評価する。

⑤ 評価値（ ％）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数

⑥ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。

⑦ デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・機械設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。

また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事費率は1.0とする。